トランプ税制改革の歴史的意味
―最高税率と所得格差を中心にして―

大野　威[i]

アメリカでは1913年に個人所得税がはじまったが，その最高税率は導入初期と1920年代を除くと，1970年代まで70％を超える世界最高水準にあった。しかし1980年代，レーガン政権のもとで最高税率は28％まで引き下げられ，それとともに所得格差が急速に拡大した。90年代以降，おもに民主党政権で最高税率の引き上げ，共和党政権で最高税率の引き下げが繰り返されてきたが，その変化の幅は大きなものでなく，最高税率は30％台後半の狭いレンジの中にとどまっている。今回，トランプ政権でおこなわれた税制改革で最高税率は39.6％から37％に引き下げられたが，これは90年代以降のトレンドを変えるものでなく，そのトレンドの中にあるものと位置づけることができる。ただし，今回の最高税率の引き下げで特記すべき点がひとつある。それは，所得格差が歴史上もっとも大きくなった中でおこなわれた最高税率の引き下げであるという点である。これまでアメリカでは，所得格差があまりに大きくなった時代（金ぴか時代と1920年代）の後には，最高税率の大幅な引き上げなど格差を縮小する政策が続いた。しかし，所得格差が1920年代のピークをこえ歴史上もっとも大きくなった時におこなわれた今回の税制改革では，これまでのパターンとは逆に最高税率が引き下げられることになった。これが，これまでの歴史パターンの崩壊を意味するかどうかについては，さらに今後の推移をみていく必要がある。

キーワード：トランプ税制改革，所得税，最高税率，申告資格，所得格差

目　次

はじめに
1　最高税率の引き下げ
2　インフレ指標の CPI-U から C-CPI-U への変更
3　所得税の歴史：最高税率の変化を中心にして
4　最高税率と所得格差の推移

はじめに

2017年12月22日，トランプ政権において税制改革法（The Tax Cuts and Jobs Act of 2017）が成立した。本稿は，アメリカの所得税の基本的な仕組みとその歴史を整理しながら，最高税率と所得格差の関係に焦点をあてて今回の税制改革の歴史的意味を考察しようとするものである。本稿の構成は以下のとおりである。

本稿は最初に，今回の税制改革で最高税率が39.6％から37％に引き下げられた経緯を整理するとともに，アメリカの所得税に特有の申告資格制度の仕組みとそれが生まれた歴史を整理する。

本稿は次いで，今回の税制改革でインフレ調整指標が CPI-U から C-CPI-U に変更されたことにより幅広い層で実質増税になっていることを明らかにする。

次に本稿は，アメリカにおける所得税の歴史を整理し，（１）最高税率は所得税の導入初期と1920年代を除くと1970年代まで70％を超える世界最高水準

i　立命館大学産業社会学部教授

にあったこと，（２）1980年代，レーガン政権のもとで最高税率は28％まで引き下げられ，それとともに所得格差が急速に拡大したこと，（３）90年代以降，おもに民主党政権で最高税率の引き上げ，共和党政権で最高税率の引き下げが繰り返されてきたが，最高税率は30％台後半の狭いレンジの中にとどまっており，トランプ政権における最高税率の39.6％から37％の引き下げはこのトレンドの中にあることを明らかにする。

最後に本稿は，最高税率と所得格差の推移を分析し，（１）最高税率が低い時期に所得格差が拡大し，最高税率が高い時期に所得格差が小さくなっていること，（２）所得格差が大きくなった時代（金ぴか時代と1920年代）の後には最高税率の大幅な引き上げなど格差を縮小する政策が続いたが，所得格差が1920年代のピークをこえ歴史上もっとも大きくなっている現在，これまでのパターンとは逆に最高税率が引き下げられた点において今回の税制改革は特異であることを明らかにする。

1　最高税率の引き下げ

今回の税制改革の前，個人所得税の最低税率は10％，最高税率は39.6％で７つの税率区分（tax brackets）が設けられていた。税率区分とは，同じ税率が適用される所得範囲のことをいう。ちなみにアメリカの連邦個人所得税（以下では単に所得税と記す）は日本と同じで，所得全体にひとつの税率を適用するのではなく，税率区分ごとにそれぞれ異なった税率を適用するかたちになっている（超過累進税率）。

当初，トランプ政権は最高税率を39.6％から35％に引き下げ，７つある税率区分を10，25，35％の３種類に簡素化する方針を示していた（White House 2017）。しかし富裕層優遇との批判が高まると，2017年11月16日，下院はこれまでの最高税率を維持したうえで，税率区分を12％，25％，35％，39.6％の４つに簡素化する税制法案を可決した[1)]。一方，2017年12月２日，上院は７つの税率区分は残しながら，最高税率を38.5％に引き下げる税制法案を可決した。結局，両院の協議をへて法案は上院案を修正する形で成立し，個人所得税については最高税率を上院案の38.5％からさらに37％に引き下げるかたちで決着した。

なお法案採択時，上院定数100人に対し共和党は52人とわずかに過半数を上回る状態だった。こうしたなか，最終法案で所得税の最高税率を上院案の38.5％から37％に引き下げたことに対して，フロリダ州のルビオ上院議員（共和党）が異議を唱えたが，低所得者向けのリファンダブルな税額控除を引き上げることと引き換えに最終的にルビオ上院議員は法案賛成にまわり，法案が可決されることになった（Rappeport et. al. 2017; Tankersley et al. 2017）[2)]。

新しい税率を申告資格別にまとめたのが表１から表４である。

ここで少し説明が必要であろう。現在，アメリカでは個人所得税の申告をおこなう際，①夫婦合算申告者（married filing jointly），②夫婦個別申告者（married filing separately），③適格寡婦／寡夫（qualifying widow(er)），④特定世帯主（head of household），⑤単身者（single）という５つの申告資格（filing status）があり，それぞれ異なった税率表の適用を受けることになっている。

①夫婦合算申告者とは夫婦の所得を合算して申告する者，②夫婦個別申告者とは夫婦がそれぞれの所得を別々に申告する者のことをいう。日本では住民税の均等割（納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対しては均等割が非課税となる）を別にすれば，課税単位は個人となっているが，このようにアメリカでは夫婦の所得を合算して申告するか，夫婦別々に申告するか選択できるようになっている[3)]。この仕組みは1948年に導入された。それ以前，アメリカでは８州が結婚後に得た財産を夫婦の共有財産とみなす夫婦財産共有法（community property law）を定めており，連邦最高裁判所はこうした州に住む夫婦に対しては特別に夫婦の所得を２分割したうえで，

表１　夫婦合算申告者および適格寡婦 / 寡夫の税率表

2017年	2018年
18,650ドル未満部分　10%	
	19,050ドル未満部分　10%
75,900ドル未満部分　15%	
	77,400ドル未満部分　12%
153,100ドル未満部分　25%	
	165,000ドル未満部分　22%
233,350ドル未満部分　28%	
	315,000ドル未満部分　24%
	400,000ドル未満部分　32%
416,700ドル未満部分　33%	
470,700ドル未満部分　35%	
470,700ドル以上部分 39.6%	
	600,000ドル未満部分　35%
	600,000ドル以上部分　37%

出所：Internal Revenue Service

表２　特定世帯主の税率表

2017年	2018年
13,350ドル未満部分　10%	
	13,600ドル未満部分　10%
50,800ドル未満部分　15%	
	51,800ドル未満部分　12%
	82,500ドル未満部分　22%
131,200ドル未満部分　25%	
	157,500ドル未満部分　24%
	200,000ドル未満部分　32%
212,500ドル未満部分　28%	
416,700ドル未満部分　33%	
444,550ドル未満部分　35%	
444,550ドル以上部分 39.6%	
	500,000ドル未満部分　35%
	500,000ドル以上部分　37%

出所：Internal Revenue Service

表３　単身者の税率表

2017年	2018年
9,325ドル未満部分　10%	
	9,525ドル未満部分　10%
37,950ドル未満部分　15%	
	38,700ドル未満部分　12%
	82,500ドル未満部分　22%
91,900ドル未満部分　25%	
	157,500ドル未満部分　24%
191,650ドル未満部分　28%	
	200,000ドル未満部分　32%
416,700ドル未満部分　33%	
418,400ドル未満部分　35%	
418,400ドル以上部分 39.6%	
	500,000ドル未満部分　35%
	500,000ドル以上部分　37%

出所： Internal Revenue Service

表４　夫婦個別申告者の税率表

2017年	2018年
9,325ドル未満部分　10%	
	9,525ドル未満部分　10%
37,950ドル未満部分　15%	
	38,700ドル未満部分　12%
76,550ドル未満部分　25%	
	82,500ドル未満部分　22%
116,675ドル未満部分　28%	
	157,500ドル未満部分　24%
	200,000ドル未満部分　32%
208,350ドル未満部分　33%	
235,350ドル未満部分　35%	
235,350ドル以上部分 39.6%	
	300,000ドル未満部分　35%
	300,000ドル以上部分　37%

出所：Internal Revenue Service

別々に所得税を申告することを認めていた。この結果，こうした州では夫が高い所得を得て妻の所得がない場合，夫の所得を二分割することで低い税率の適用を受けることができ他州より有利になっていた。こうした州による扱いの差の解消をめざしたのが1948年の歳入法（The Revenue Act of 1948）である。同法は，すべての夫婦合算申告者に合算所得を２分割して税率表の適用を受けてから，算出した税額を２倍すること（二分二乗制）を認め，州による不公平の解消を目指した（Pechman 1987: 102-3; Simmons et al. 2017: 1303-1305）[4)]。

③適格寡婦 / 寡夫とは1954年に作られた申告資格で，配偶者が亡くなり年末時点で再婚していない者のことをいう。適格寡婦 / 寡夫は，当該年と続く２年間，夫婦合算申告者と同じ税率表の適用を受けることができる。

④特定世帯主とは1952年に作られた申告資格で，年末時点で結婚していないが，半年以上一緒に住ん

表５　2015年課税年度（tax year）における申告資格別の申告数

	申告数	比率（％）
夫婦合算申告者および適格寡婦 / 寡夫	54,294,820	36.1
夫婦個別申告者	2,977,192	2.0
特定世帯主	22,134,303	14.7
単身者	71,086,947	47.2

出所：Internal Revenue Service, ‘Individual Income Tax Returns Filed and Sources of Income.’

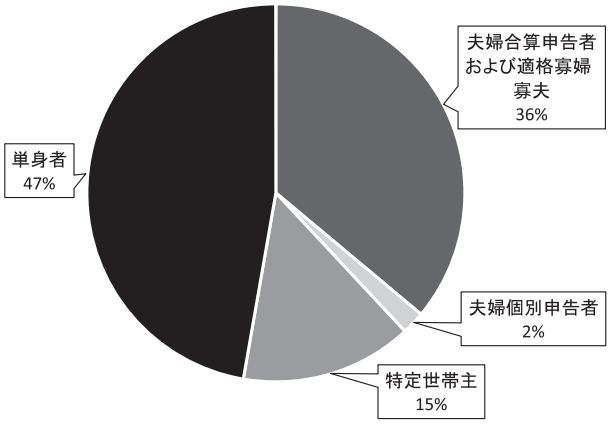

図１　2015年課税年度（tax year）における申告資格別の申告数

出所：Internal Revenue Service, ‘Individual Income Tax Returns Filed and Sources of Income.’

だ扶養親族―子供，親，その他の親族など―がおり，家計の半分以上を負担している者のことをいう。

⑤単身者は1969年に作られた申告資格で，上記のどの規定にも当てはまらない者のことをいう[5)]。1948年以降，単身者から税負担が夫婦合算申告者より重くなることが問題視され，夫婦合算申告者の優遇は憲法に違反するとの訴えが続くことになった[6)]。こうした訴えは最終的にすべて連邦最高裁において退けられることになるのであるが，議会はこの問題を解決するため1969年に税制改革法（the Tax Reform Act of 1969）を可決し，単身者の税負担が同じ所得の夫婦より２割以上大きくならないように単身者独自の税率表をあらたに設けた（Simmons et al. 2017: 1304-5）。

こうした申告資格は日本には類似制度がなく，あまり知られていない。そこで参考のため2015年（tax year）の申告資格別の申請数，申告額をまとめたのが表５，図１および表６，図２である。表５と図１からは，申告資格で最も多いのは単身者で，申告数の約半数を占めていることがわかる。もっとも表６と図２に示されているように，単身者の平均申告額は少なく，申告額に占める割合は25.2％となっている。申告資格別に年齢構成を比較したのが図３である。図３では，単身者が他の申告資格にくらべてとくに26歳未満の比率が高いことが示されており，このことが単身者の平均申告額の少なさをもたらす大きな要因になっていると推測される。

単身者に次いで多い申告資格が夫婦合算申告者および適格寡婦 / 寡夫で，全体の36.1％を占めている。図表では，夫婦合算申告者と適格寡婦 / 寡夫があわせてひとつのカテゴリーとして扱われているが，これは両者が同じ税率表を適用されるためである。米

表 6　2015年課税年度（tax year）における申告資格別の申告額

	申告額	比率（%）	平均申告額
夫婦合算申告者および適格寡婦 / 寡夫	6,627,921,521	64.9	122.1
夫婦個別申告者	190,688,552	1.9	64.0
特定世帯主	823,331,580	8.1	37.2
単身者	2,568,368,448	25.2	36.1

（申告額，平均申告額ともに単位は千ドル）

出所：Internal Revenue Service, ‘Individual Income Tax Returns Filed and Sources of Income.’

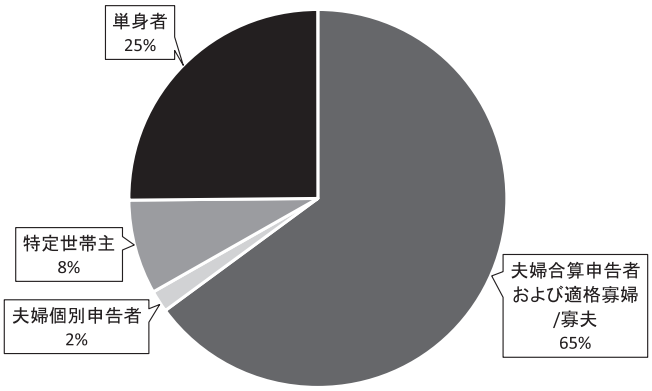

図 2　2015年課税年度（tax year）における申告資格別の申告額

出所：Internal Revenue Service, ‘Individual Income Tax Returns Filed and Sources of Income.’

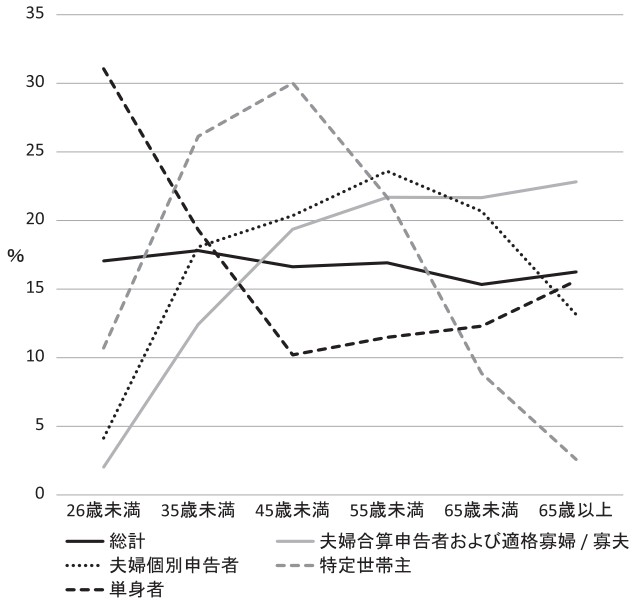

図 3　申告資格別の年齢構成

出所：Internal Revenue Service, 2017, ‘Indivisual Income Tax Returns 2015 (Rev. 09-2017).’ をもとに作成

内国歳入庁（Internal Revenue Service: IRS）の統計は，両者をあわせてひとつのカテゴリーとして扱っている。夫婦合算申告者および適格寡婦 / 寡夫の平均申告額は12.2万ドルと高く，全申告額の65％を夫婦合算申告者および適格寡婦 / 寡夫が占めている。一方，夫婦個別申告者は，申告数に占める割合は２％と少ない。このため平均申告額は高いものの全申告額に占める割合は1.9％にとどまっている。

最後に特定世帯主であるが，申告数では14.7％，申告額では全体の8.1％を占めている。特定世帯主はとくに働き盛りの26歳以上45歳未満の比率が高いことが図３に示されている。

2　インフレ指標の CPI-U から C-CPI-U への変更

アメリカは1960年代末から1980年代初頭にかけて高インフレに見舞われた[7)]。その結果，名目賃金が大きく上昇し，実質賃金があまり上がっていないのに上位の税率区分に入り，それまで課税対象でなかった人に新たに納税義務が生じたり，より高い税率が適用され実質増税となる現象がおこった。この現象はアメリカで「税率区分の忍び寄り（bracket creeping）」と呼ばれる。

この問題を解決するため，レーガン政権下で成立した1981年の経済再建税法（the Economic Recovery Tax Act of 1981）ではじめて，インフレの上昇率だけ各税率区分の上下金額，基礎控除を自動的に引き上げる仕組みが導入されることになった。この時，インフレ指標として採用されたのが労働統計局が毎月発表する消費者物価指数（Consumer Price Index: CPI）である。CPI は世帯の支出調査にもとづいて家計の消費構造（購入商品の構成）を定期的に見直しながら，その購入にかかる費用がどう変化するかをみるものである。CPI には，都市部の雇用者世帯のみを調査対象とした都市圏勤労者物価指数（Consumer Price Index for Urban Wage Earner and Clerical Workers: CPI-W）と都市で生活する世帯を広く調査対象とした都市圏消費者物価指数（Consumer Price Index for All Urban Consumer: CPI-U）のふたつがあるが，税率区分等の調整には CPI-U が採用された[8)]。メディア等が CPI というときは通常 CPI-U のことを指している。

ところが今回の税制改革で，インフレ調整につかわれる指標が CPI-U から連鎖式都市圏消費者物価指数（Chained Consumer Price Index for All Urban Consumer: C-CPI-U）に変更されることになった。C-CPI-U とは，労働統計局が2002年８月から公表をはじめたもので，商品の値段があがることによって生じる代替購入を考慮した新しい物価指標である。代替購入とは，従来買っていた商品の値段が上がったら安価な同種商品で代替したり，別種の商品で代替したりすることをいう。たとえば従来買っていたワインの値段があがったら，それより安価なワインに切り替えたり，従来買っていたオレンジの値段があがったら安価なみかんに切り替えたりといったことである。しかしながら CPI-U にはこのような代替購入を考慮する仕組みがなく，指標が上振れする傾向があると指摘されてきた。こうした問題を解決するため生みだされたのが C-CPI-U である[9)]。

図４は2010年１月から2017年11月までの CPI-U と C-CPI-U の推移をグラフにしたものである。図から C-CPI-U がほぼ常に CPI-U より低い数値になっていることがわかる。実際，図中の期間を平均すると前者が後者より0.2％低くなっている。今回の税制改革により今後はその分だけ税率区分等の引き上げ幅が低く抑えられ，「税率区分の忍び寄り」がおこりやすくなる。上院の財政員会（Senate Finance Committee）と下院の歳入委員会（House Ways and Means Committee）の各５人からなる両院議員税制調査委員会（Joint Committee on Taxation）は，インフレ調整の指標を CPI-U から C-CPI-U に変更することにより2027年だけで315億ドル，2018年から2027年までの累計で1,335億ドルの歳入増（増税）になるとの推計を公表している（Joint Committee on Taxation 2017）。

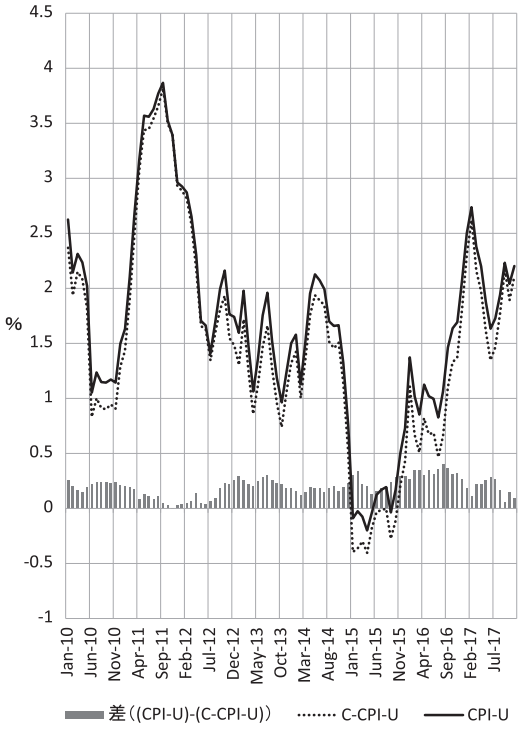

図４　C-CPI-U，CPI-U，両者の差の推移（2010年１月−2017年11月）

出所：Bureau of Labor Statistics
注：C-CPI-U の2017年１月から11月の数値は暫定値。

次に，最高税率という点に焦点をしぼってアメリカにおける税制改革の歴史を整理し，そのなかで今回の税制改革がどのように位置づけられるかをみていくことにしたい。

３　所得税の歴史：最高税率の変化を中心にして

1913年に恒久的な制度として所得税が導入されるまで，アメリカ政府の主な税収源は輸入関税とタバコや酒などに課す物品税であった[10)]。それ以前，アメリカでは２回，所得税の導入がおこなわれたが恒久化されることはなかった。最初，南北戦争（1861年〜1865年）の戦費を調達するため1861年にアメリカではじめての連邦所得税が導入されたが，財政再建の進展により1870年に制度は廃止された。次いで，金ぴか時代（1870年代〜1900年ごろ）にはいって所得格差が著しく拡大すると，1893年の選挙で大統領および両院の過半数を得た民主党は1894年に富裕者をねらいうちした所得税を導入した[11)]。これは，４千ドルの所得控除をもうけることで課税対象を富裕者に限定したうえで，２％のフラット税率を課すものであった[12)]。しかし翌1895年に連邦最高裁判所がこれを違憲と判断したため，この所得税は短期間で廃止されることになった。合衆国憲法は，州間で不平等が生じることを避けるため，第１章第９条第４項で直接税は人口調査にもとづく割合によらなければ賦課することができないと定めていたが，1894年の所得税はその条件を満たしていなかった。

しかし，社会的公正や公平を求める主張が社会的に大きな支持を得た革新主義時代（1890年代-1920年代）が進むと，共和党内にも所得税への支持が広がるようになる[13)]。そして1909年，共和党のタフト大統領は議会に人口調査によらず所得に税を課す権利を認める憲法修正第16条を提起することになる。アメリカ憲法は，憲法修正は両院の２/３以上で発議され２/３以上の州で承認されたとき成立すると定めており，基本的に超党派で合意できるものしか憲法修正できない仕組みになっているが，1910年に９州，1911年に22州，1912年に16州が承認し1913年２月に憲法修正第16条が正式に承認された。そしてこれをうけ1913年，民主党のウィルソン大統領のもと現在まで続く所得税が導入されることになった[14)]。

図５は，恒久的な制度として連邦所得税が導入された1913年から2018年までのアメリカの所得税の最高税率と最低税率の推移をグラフにしたものである。導入当初の所得税は，おもに富裕層を対象におだやかな累進性をもつものだった。すなわち最初の所得税は，３千ドルの所得控除を認めることで中間層を課税対象外としたうえで，３千ドルをこえた所得に１％，２万ドルをこえた所得に６％の付加税を課すものにすぎなかった。ちなみに米国勢調査によれば，

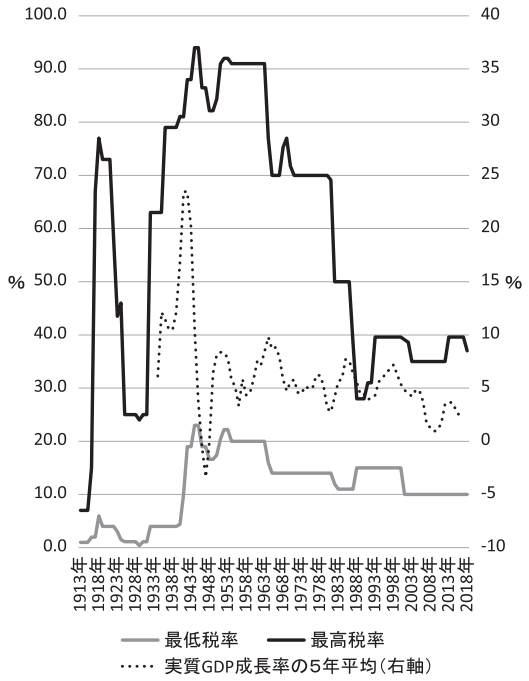

図５　個人所得税の最高税率と最低税率の推移（1913-2018年）および実質 GDP の５年平均の推移（1930-2016年）

出所：Internal Revenue Service and Bureau of Economic Analysis

1914年，自動車産業で働く労働者の平均年収は802ドル，月給俸給者の平均年収は1,410ドルとなっている（Bureau of the Census 1923: 867）。

ところが第一次世界大戦（1914年～1918年）がはじまると，累進性が急激に高められることになる。これを主導したのは民主党のウィルソン大統領であった。ウィルソン大統領は議会と協力して，戦費調達や戦争によって得られた臨時の所得への課税などを目的として短期間に最高税率を70％を超える水準にまで引き上げた。

ただその後，アメリカ経済が未曽有の好況にわく1920年代にはいると，最高税率の引き下げが進み累進性がいったんは弱められることになる。高税率に批判的な共和党は，第一次世界大戦末におこなわれた選挙で議会の多数派になり，1921年の大統領選挙にも勝利した。これをうけ共和党は数回にわたって最高税率の引き下げをおこない，最高税率は1925年に25％にまで低下した。

しかし，1930年代にはいるとふたたび最高税率が大幅に引き上げられ，それが第二次世界大戦後まで続くことになる。1920年代，アメリカは未曽有の経済活況を享受したが，その一方で所得格差が急速に拡大した。サエズによれば，所得トップ１％が総所得に占める割合は1920年の14.83％から1928年の23.94％に大きく上昇した[15)]。こうした中，大恐慌（1929年）が発生する。そして1932年，共和党のフーバー大統領は，歳入減少や不況対策の公共投資拡大などで悪化した財政を立て直すため，超党派の賛成を得て最高税率を63％に大幅に引き上げた。

その後，1933年に大統領となった民主党のフランクリン・ルーズベルトは，所得再分配やそのことを通じた経済活性化を目的としてさらに最高税率を79％に引き上げた（1936年）。さらにルーズベルト大統領は第二次世界大戦がはじまると，戦費調達のため所得控除の水準を大幅に引き下げ中間層にも広く負担を求める一方，最高税率を90％を超える水準にまで引き上げた[16)]。そして第二次世界大戦がおわっても1970年代まで最高税率は70％をこえる高い累進性が維持された。この間，アメリカは最高税率が世界でもっとも高い国のひとつとなっていた[17)]。

しかし1980年代以降，大きな変化が生じた。最高税率が大幅に引き下げられ，累進性が弱められることになったのである。1980年の選挙で当選したレーガン大統領は，議会と協力して1981年に最高税率を70％から50％に引き下げる経済復興税法（the Economic Recovery Tax Act）を成立させた。そして1986年には，最高税率をさらに50％から28％に引き下げる税制改革法（the Tax Reform Act of 1986）を成立させた。

それ以降，最高税率は，おもに民主党大統領のもとで引き上げられ（例外は共和党の G.H.W. ブッシュ大統領），共和党大統領のもとで引き下げられるといったことが繰り返されてきたが，その水準はレーガン政権下で大幅に引き下げられた水準を大きく

変えるにはいたらず，30％台後半の狭いレンジで推移してきた。すなわち，1990年には共和党のG.H.W. ブッシュ大統領が，レーガン政権で膨らんだ財政赤字の削減を進めるため歳出削減をはかったが，両院で過半数を握る民主党から同意をえるため最高税率を28％から31％に引き上げることを余儀なくされた（the Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990）。1993年には民主党のクリントン大統領のもとで最高税率がさらに39.6％に引き上げられるが，2000年に当選した共和党のG.W. ブッシュ大統領のもとで最高税率はふたたび35％に引き下げられることになった。2013年には，民主党のオバマ大統領のもとで最高税率が39.6％に引き上げられたが，2018年からトランプ大統領のもとで最高税率はふたたび39.6％から37％に引き下げられることになった。このようにみてくると，トランプ大統領のもとでおこなわれた税制改革は最高税率に関するかぎり，1990年代以降のトレンドを大きく変化させるものではなく，むしろそのトレンドの中にあるものと位置づけることができる。

ただし，歴史的にみて今回の最高税率の引き下げが特異な点がひとつある。それは，所得格差がもっとも大きくなった中でおこなわれた歴史的にみて稀な最高税率の引き下げであるという点である。これまでアメリカでは，所得格差があまりに大きくなった時代（金ぴか時代と1920年代）の後には，最高税率の大幅な引き上げなど格差を縮小する政策が続いた。しかし，所得格差が1920年代のピークをこえ歴史上もっとも大きくなった時におこなわれた今回の税制改革では，これまでのパターンとは逆に最高税率が引き下げられることになった。そこで最後に，1913年以降の所得格差と最高税率に強い関係があることを確認しながら，このことをみていくことにしたい。

4　最高税率と所得格差の推移

最初に，最高税率と税引き前所得格差（以降単に所得格差と記す）の推移を分析し，最高税率が低い時期に所得格差が拡大し，最高税率が高い時期に所得格差が小さくなっていることを確認することにしたい。税引き後の所得格差ではないことに注意されたい。

IRS は所得税がはじまった1913年以降，税申告のデータを蓄積している。ピケティらはこの税申告データを用いて1913年までさかのぼって所得格差の実態を明らかにしている。図６は，このピケティらの推計に基づき所得の上位者が総所得に占める割合の推移をグラフにしたものである。なお所得税が導入された当初（1913年～1916年）は前述のように所得控除が高い水準に設定されため税申告者が少なく，所得トップ10％のデータが存在しない（Piketty and Saez 2003）。

図６からは，最高税率が低い時期に所得格差が拡大し，逆に最高税率が高い時期に所得格差が縮小する傾向が読みとれる。すなわち，第一次世界大戦がはじまり最高税率が60％以上に引き上げられた時期（1916年～1921年）をみると，所得トップ１％が総所得に占める割合は19.31％から15.64％に低下している。一方，1920年代に入って最高税率が低下した時期のうち大恐慌の影響のない1921年～1928年をみると，所得トップ10％が総所得に占める割合は43.18％から49.29％に，所得トップ１％が総所得に占める割合は15.64％から23.94％にそれぞれ上昇している。

同様に，1930年代から第二次世界大戦にかけて最高税率が引き上げられた時期（1931年～1945年）をみると，所得トップ10％が総所得に占める割合は44.54％から34.42％に，所得トップ１％が総所得に占める割合は15.50％から12.52％に低下しており，その後も1970年代までは低い水準が維持されている。

一方，1980年代にはいって最高税率が大幅に引き下げられると，所得上位者が総所得に占める割合は急上昇しその傾向が現在まで続いている。たとえば1980年から2015年にかけて，所得トップ10％が総所得に占める割合は34.63％から50.47％に，所得トッ

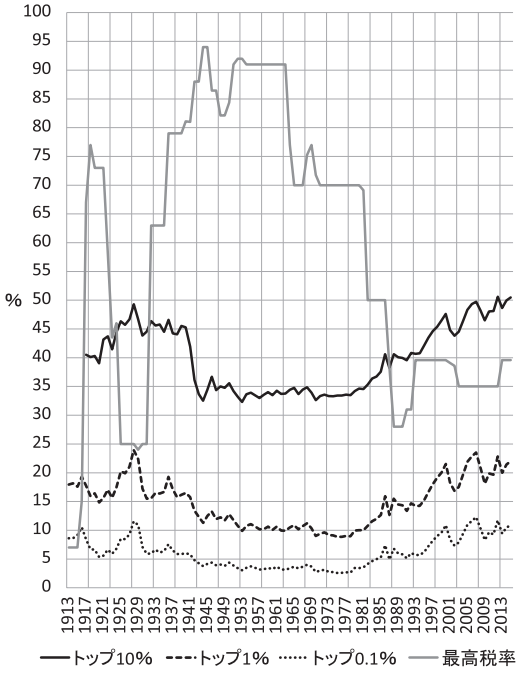

図６　総所得に対する所得上位者のシェアおよび最高税率の推移（1913年～2015年）

出所：1913年から1995年のデータは Piketty and Saez （2003）。以降は，Saez がアップデートしたデータ（June 2016）による。https://eml.berkeley.edu/~saez/TabFig2015prel.xls（最終閲覧2018年７月20日）

注１：所得トップ10％のデータは1917年から2015年。所得トップ１％および0.1％のデータは1913年から2015年。

プ１％が総所得に占める割合は10.02％から22.03％に上昇している[18)]。

このような実態を明らかにしたうえで，ピケティらは最高税率が所得格差に影響を与える仕組みについて次のような推察を述べている。第二次世界大戦がはじまるまで，アメリカでは株の配当や利子といった資本所得（capital income）が所得の大きな割合を占めていた。たとえば所得トップ１％の所得のうち配当と利子がしめる割合はそれぞれ1929年が33.8％と10.4％，1934年が26.1％と7.8％，1939年は28.2％と4.7％となっている[19)]。ピケティらは，厳格な因果関係を証明することは困難としながら，1930年代以降の高い最高税率が所得上位者の所得蓄積にブレーキをかけ，結果的に資本所得の伸びを抑えた可能性を示唆している。また，ピケティらは，第二次世界大戦中から1970年代まで所得格差が広がらなかった理由として，戦時中の賃金統制，戦後における労働組合の強い交渉力をあげるほか，高い最高税率のため企業のトップ人材に大規模昇給を要求するインセンティブが小さく，企業もまたトップ人材の給与を上げることに積極的になれなかった可能性を示唆している[20)]。

ピケティらは，1980年以降の所得格差の拡大についても最高税率低下の影響を次のように述べている。ピケティらによれば，1980年代にはいって所得格差が急速に広がったのは，おもに所得上位者の給与所得（ストック・オプションや CEO 報酬を含む）が急速に上昇したからであった。ピケティらは，その理由として，労働市場の性格を一変するような技術革新の進展やそれにともなう労働組合の退潮，最高税率低下とともに企業トップ人材から大規模昇給への要求が増大したこと，大きな給与格差を受容するような社会規範の変化といったものをあげている（Atkinson et al. 2011；ピケティ 2014；Piketty and Saez 2003）。

ところで，アメリカではこれまで所得格差がとくに拡大した時期が２つ知られている。金ぴか時代と1920年代である[21)]。このどちらの時期も後には最高税率の大幅な引き上げを含む格差是正の大きな変化が続いた。

すなわち，金ぴか時代には富裕者に限定した所得税の導入が試みられ，それが失敗すると所得税の恒久化がおこなわれ，あらためて富裕者に限定した所得税が実施にうつされた。そして第一次世界大戦がはじまると最高税率は70％を超える水準に引き上げられた。1920年代のあとも，フーバー大統領によって最高税率は60％を超える水準まで引き上げられ，さらにフランクリン・ルーズベルト大統領によって最高税率は90％を超える水準まで引き上げられた。うえでみたように，こうした最高税率の引き上げは所得格差の縮小につながった可能性が高い。

ところが，最高税率が大幅に引き下げられた1980年代以降，ふたたび所得格差が急速に拡大し，所得格差は金ぴか時代，20年代を超えつつある。たとえば所得上位10％が総所得に占める割合をみると1980年に34.63％だったものが2012年には50.60％まで上昇し，大恐慌の前年1928年につけたこれまでのピーク49.29％を超えた[22)]。こうしたなか，近年アメリカでは格差拡大を批判するオキュパイ運動が発生したり，2016年の民主党大統領予備選挙で格差拡大を批判する左派バーニー・サンダースが健闘したり格差拡大への批判が大きくなっている。しかし，まさにそのようなときに金ぴか時代，20年代とは逆に最高税率を39.6％から37％引き下げたという点で今回の税制改革は歴史的に特異なものとなっている。この結果，さきにみた最高税率と所得格差との関係からいえば，所得格差は今後さらに拡大していくことが予想される。

もっとも，今回の税制改革が，これまでの歴史パターン―所得格差が拡大した後にはそれを是正する動きが生じる―の崩壊を告げるものなのか，あるいは単に所得格差拡大の最終局面をかざるものにすぎず，この後，格差是正をめざす別の新しい動きがおこるのか，現在の時点でははっきりと判断することはできない。このことに関してスティグリッツは次のように述べている。

「金ぴか時代の後には革新主義時代がやってきて，独占的な権力に歯止めをかけた。きらびやかな20年代の後にはニューディールの社会的，経済的に重要な立法がおこなわれ，労働者の権利を強化し，すべてのアメリカ人にそれ以前より大きな社会的保護を提供し，高齢者の貧困をほぼ取り除く社会保障制度を導入した。問題は，21世紀の政治的不平等が，こうした以前におこったのと同じことが<u>今</u>生じるのをはたして認めるかである」（Stiglitz 2013: xxxiv-xxxv）。（下線部分は原文ではイタリック）

この点については，さらに今後の推移をみていく必要があるであろう。

注

1）　アメリカの大統領には法案提出権がなく，法案は上下院議員によって提出されなければならない。また，歳入の徴収をともなうすべての法律は先に下院に提出されなければならないが（憲法第7条），予算などについて衆議院に認められているような優越権は両院どちらにもなく，両院で異なった内容の法案を採択した場合は両院協議会で調節をおこない，最終的に同一内容の法案を両院で可決しなければならない。なお上下院を通過した法案は，大統領の署名をえて発効となるが，大統領には法案に対する拒否権が認められている。大統領の拒否権を覆すには，両院で2／3の多数決で再可決する必要がある。

2）　両院協議会で合意された法案では，低所得者に対し子供一人につき2,000ドルの税額控除（税金から減額できる金額）を認め，さらにそのうち1,100ドルは減額できる税金がない場合，逆に政府から本人に支払われる仕組みになっていた。この仕組みはリファンダブルな税額控除と呼ばれる。ルビオ上院議員は，このリファンダブルな税額控除の増額がなければ法案に反対するとしていたが，最終的にそれを1,400ドルに引き上げることで協議が成立しルビオ氏は法案賛成にまわった（Stolberg 2017）。

3）　ただし同一年度で居住者と非居住者の二重の資格を有する外国人（二重資格者）の場合は，その選択に制限がある（須田 1994: 307-10）。

4）　ドイツも二分二乗制をとっている。またフランスでは，所得を家族数（子供は半人分）で割ることが認められている（Pechman 1987: 103; 三木 2012: 24）。

5）　以上について行政上の正確な定義については Internal Revenue Service（2017）参照。

6）　違憲の根拠とされた条文は多岐にわたっている。たとえば Kellems v. Commissioner, 58 T.C. 556（1972）の原告は，夫婦より単身者の税率が高くなることは憲法第1条第2節3項と第9節4項および憲法修正第5条，第9条，第14条，第16条に違反すると主張している。

7）　アメリカの戦後のインフレ率および賃金の推移については大野（2017）参照。

8） CPIについての詳しい説明は大野（2017）参照。

9） C-CPI-Uの仕組みについての詳しい説明はCage et. al.（2003）参照。なおこのほかに代替購入を組み込んだ物価指標に個人消費支出物価指数PCE（Personal Consumption Expenditures Price Index）がある。CPIとPCEの関係については大野（2017）参照。

10） 1902年のアメリカ連邦の税収は5.13億ドルで，そのうち関税が2.43億ドル（47%），アルコール税が1.87億ドル（36%），タバコ税が4.7千万ドル（10%）となっている（Bureau of the Census 1975: 1122）。

11） 20世紀以前のアメリカの所得格差を研究しているリンダ―トらによれば，所得トップ１%が総所得に占める割合は金ぴか時代に急拡大し1870年に9.8%だったのが1910年には17.8%に大きく上昇している（Lindert et al. 2016）。

12） 贈与や相続も所得とみとめられ課税対象となった（Brownlee 2016: 81）。なお1894年における製造業労働者の平均年収は386ドルであった（Census of Bureau 1975: 168）。

13） 革新主義時代とは「アメリカで種々の社会運動が活発化し，政府の積極的な介入により企業の横暴や貧困の撲滅が図られた―社会改革が行われた―19世紀末から第一次世界大戦頃までの時代のことを言う」（大野 2003: 116）。

14） この節でのアメリカの所得税の歴史についての説明はとくに注記がない場合Brownlee（2016）に拠っている。

15） （Piketty and Saez 2003）のデータをサエズがアップデートしたデータ（June 2016）による。https://eml.berkeley.edu/~saez/TabFig2015prel.xls（最終閲覧2018年７月20日）

16） 夫婦の所得控除額は1931年には3,500ドルだったものが，1934年は2,500ドル，1940年は2,000ドル，1941年は1,500ドル，1942年は1,200ドル，1944年は1,000ドルと，徐々にその水準が切り下げられていった（Pechman 1986, 313）。

17） 「1932-1980年の約半世紀にわたり，米国連邦所得税の最高税率は平均81パーセントだった。重要な点として強調しておくべきなのは，大陸ヨーロッパでこれほどの高い税率を課したところはまったくないということだ（ただし例外的な状況ではこの税率が見られるが，それでも最大数年ほどで，半世紀も続く例はない）。特にフランスとドイツの最高税率は1940年代末から1980年代まで50-70パーセントだったが，80-90%まで上がることは決してなかった。唯一の例外は1947年-1949年のドイツで，最高税率は90%だった。だがこれは，占領軍（実際には米国当局）により税率表が改定されたときだった。1950年にドイツが財政独立を取り戻すと，すぐに税率は伝統に沿ったものに戻り，最高税率はたった数年でわずか50%強にまで下がった」（ピケティ 2014: 529-530）。

18） データの出所については注15参照。

19） データの出所については注15参照。

20） 戦時中にアメリカでおこなわれた賃金統制についての詳しい説明は大野（2002）参照。

21） ノーベル経済学賞を受賞したスティグリッツは「アメリカの歴史において，所得と富の格差の大きさで際立っている時代がある。それは金ぴか時代と浮かれきった1920年代である」（Stiglitz 2013: xxxiv）と述べている。

22） データの出所については注15参照。

引用文献

Atkinson, Anthony, Thomas Piketty and Emmanuel Saez, 2011, 'Top Incomes in the Long Run of History,' *Journal of Economic Literature,* 49.

Brownlee, Elliot, 2016, *Federal Taxation in America: A History* (3rd edition), Cambridge University Press.

Bureau of the Census, 1923, *Fourteenth Census of the United States Taken in the Year 1920 Volume X: Manufactures 1919,* U.S. Government Printing Office.

Bureau of the Census, 1975, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970,* U.S. Government Printing Office.

Cage, Robert, John Greenlees, and Patrick Jackman, 2003, 'Introducing the Chained Consumer Price Index,' working paper, the Seventh Meeting of the International Working Group on Price Indices (Paris).

Internal Revenue Service, 2017, 'Tax Guide 2017 for Individuals.'

Joint Committee on Taxation, 2017, 'Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R. 1, the "Tax Cuts and Jobs Act",' December 18.

Lindert, Peter and Jeffrey Williamson, 2016, *Unequal Gains: American Growth and Inequality since 1700,* Princeton University Press.

三木義一，2012，『日本の税金（新版）』，岩波書店.

大野威，2017年，「アメリカにおける賃金上昇率低下の実態とその背景：景気拡大期の比較をとおして」，『立命館大学産業社会論集』第52巻第４号.

大野威，2003年，「忘れられた参与観察のパイオニア：社会改革とマクリーンの参与観察」，武川正吾他編著『現代社会学における歴史と批判（下巻）』，東信堂.

大野威，2002年，「賃金の公平性：アメリカでの職務評価の発展」，『季刊家計経済研究』，第54号.

Pechman, Joseph, 1987, *Federal Tax Policy* (5th edition), Brookings Institution.

ピケティ・トマ（山形浩生他訳），2014，『21世紀の資本』，みすず書房.

Piketty, Thomas and Emmanuel Saez, 2003, 'Income Inequality in the United States, 1913-1998,' *Quarterly Journal of Economics,* Vol. CXVIII, Issue 1.

Rappeport, Alan and Thomas Kaplan, 2017, 'Republican Tax Bill Faces New Uncertainty Ahead of Expected Vote,' *New York Times,* Dec 14.

Stiglitz, Joseph, 2013, *The Price of Inequality: How Today's Divided Society Endangers Our Future* (paperback edition), W.W. Norton & Company, Inc.

Stolberg, Sheryl, 2017, 'As a Must-Pass Republican Tax Bill Headed for the Finish Line, Rubio Saw an Opening,' *New York Times,* Dec 15.

須田徹，1994，『アメリカの税法：連邦税・州税のすべて（改訂四版）』，中央経済社.

Tankersley, Jim and Thomas Kaplan, 2017, 'Republicans' $1.5 Trillion Tax Plan Appears on Track to Pass Next Week,' *New York Times,* Dec. 15.

White House, 2017, '2017 Tax Reform for Economic Growth and American Jobs,' 26th May.

Simmons, Daniel et al., 2017, *Federal Income Taxation* (7th edition), Foundation Press.

Historical Meanings of the Trump Tax Reform : Focusing on the Top Marginal Rate and Income Inequality

OHNO Takeshi [i]

Abstract : The federal individual income tax system was introduced in 1913, and the top marginal rate stayed above 70% until the 1970s, except during its first four years and in the 1920s. However, in the 1980s, President Reagan led the tax reforms to lower it to 28%, and consequently, income inequality increased dramatically. Since the 1990s, Democratic Presidents raised and Republican Presidents (excluding G.H.W. Bush) lowered the top marginal rate, but the percentage stayed in a narrow range of the upper 30s. The Tax Cuts and Jobs Act of 2017, which lowered it from 39.6% to 37%, maintained the pattern described above. However, it is distinctive in that it lowered the top marginal rate amid the highest levels of income inequality since the late 19th century. There have been two periods marked by a high level of income inequality, the Gilded Age and the 1920s. Those two periods led to political reforms which included raising the top marginal rate to reduce income inequality. Conversely, President Trump led the tax reform to lower the top marginal rate even though income inequality has been growing more than in the two previous periods. At the moment, it is difficult to see whether the Trump tax reform will mean the end of the historical pattern seen in those two periods or not. It is still possible that what happened in those two periods may happen again in the future, but it will take a long time to confirm this.

Keywords : The Tax Cuts and Jobs Act of 2017, Trump Tax reform, income tax, top marginal rate, filing status, income inequality

i Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University